

○成田市コンプライアンス条例施行規則

平成24年6月21日

規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市コンプライアンス条例（平成24年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(コンプライアンス委員会)

第2条 委員会に委員長を置き、副市長の職にある者をもって充てる。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(平28規則21・一部改正)

(書面による公益通報)

第3条 条例第11条第2項本文に規定する公益通報を行う場合の書面は、公益通報書（別記第1号様式。以下「通報書」という。）によるものとする。

(平28規則21・一部改正)

(公益通報の方法)

第4条 公益通報は、審査会又は委員会があらかじめ指定した場所へ通報書を提出して行うものとする。

(平28規則21・追加)

(公益通報の受理等)

第5条 審査会又は委員会は、公益通報を受理したときは、受理した旨及び調査の着手時期の見通しを公益通報受理通知書（別記第2号様式）により、当該公益通報を行った者に通知するものとする。ただし、通報の内容が公益通報に該当しないときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、匿名の公益通報者については、当該通知を行わないものとする。

(平28規則21・追加、令元規則40・旧第6条繰上・一部改正)

(公益通報の審査を開始しない旨の決定等)

第6条 審査会は、条例第13条第3項の規定により公益通報の審査を開始しない旨の決定をしたときは、公益通報審査不開始決定通知書（別記第3号様式）により、市長、任命権者（市長を除く。）及び委員会並びに当該公益通報を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、匿名の公益通報者については、当該通知を行わないものとする。

(令元規則40・追加)

(公益通報の審査等の通知等)

第7条 条例第13条第4項又は第5項本文の規定による通知は、公益通報審査結果通知書（別記第4号様式）によるものとする。

2 条例第14条第2項の規定による報告は、公益通報調査報告書（別記第5号様式）によるものとする。

(平28規則21・旧第4条繰下・一部改正，令元規則40・一部改正)

(働きかけ行為の報告等)

第8条 条例第16条第1項の規定による報告又は同条第2項本文の規定による記録の提出は、働きかけ行為報告書（別記第6号様式）によるものとする。

2 条例第16条第3項又は第18条第2項の規定による報告は、働きかけ行為不提出報告書（別記第7号様式）によるものとする。

(平28規則21・旧第5条繰下・一部改正)

(働きかけ行為の審査の通知)

第9条 条例第17条第2項の規定による通知は、働きかけ行為審査結果通知書（別記第8号様式）によるものとする。

(平28規則21・旧第6条繰下・一部改正)

(不正な行為の報告)

第10条 条例第20条第2項の規定による報告は、不正な行為報告書（別記第9号様式）によるものとする。

2 条例第20条第3項の規定による報告は、不正な行為対策報告書（別記第10号様式）によるものとする。

(平28規則21・旧第7条繰下・一部改正)

(庶務)

第11条 審査会及び委員会の庶務は、コンプライアンス主管課において処理する。

(平28規則21・追加)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平28規則21・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日規則第40号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記

第1号様式
その1

公 益 通 報 書

年 月 日

(あて先)成田市コンプライアンス審査会会長

氏名(職員にあつては, 所属及び職名も記入)		
住	所	
電	話	番 号
不正な行為等	具体的な内容	
	証 拠 等	
公益通報の対象となる者の所属, 職名及び氏名		
審 査 結 果 通 知 の 希 望		☐ 希望する ☐ 希望しない

その2

公 益 通 報 書

年 月 日

(あて先)成田市コンプライアンス委員会委員長

氏名(職員にあつては, 所属及び職名も記入)		
住	所	
電	話 番 号	
不正な行為等	具体的な内容	
	証 拠 等	
公益通報の対象となる者の所属, 職名及び氏名		
審 査 結 果 通 知 の 希 望		☐ 希望する ☐ 希望しない

第2号様式
その1

公益通報受理通知書

年 月 日

様

成田市コンプライアンス審査会会長 ㊟

年 月 日付けで提出があった公益通報書を受理したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 受理年月日
- 年 月 日
- 2 調査着手予定月
- 年 月

その2

公益通報受理通知書

年 月 日

様

成田市コンプライアンス委員会委員長 団

年 月 日付けで提出があった公益通報書を受理したので、下記のとおり通知します。

記

1 受 理 年 月 日 年 月 日

2 調査着手予定月 年 月

第 3 号様式
その 1

公益通報審査不開始決定通知書

年 月 日

(あて先)

成田市コンプライアンス審査会会長 ㊟

公益通報の事実について，調査を行った結果，審査を開始しない旨の決定をしたので次のとおり通知します。

受 理 年 月 日	年 月 日
件 名	
公益通報者の氏名（職員にあっては，所属及び職名も記入）	
審査を開始しない旨の決定をした理由	

その2

公益通報審査不開始決定通知書

年 月 日

様

成田市コンプライアンス審査会会長 団

公益通報の事実について、調査を行った結果、審査を開始しない旨の決定をしたので次のとおり通知します。

受 理 年 月 日	年 月 日
件 名	
審査を開始しない旨の 決 定 を し た 理 由	

第4号様式
その1

公益通報審査結果通知書

年 月 日

(あて先)

成田市コンプライアンス審査会会長 

公益通報の事実について、調査及び審査を行った結果を次のとおり通知します。

受 理 年 月 日	年 月 日
件 名	
公 益 通 報 の 方 法	
公 益 通 報 者 の 氏 名 (職員にあつては, 所属 及び職名も記入)	
公 益 通 報 の 内 容	
調 査 及 び 審 査 の 結 果	
審 査 会 の 意 見	

その2

公益通報審査結果通知書

年 月 日

様

成田市コンプライアンス審査会会長 

公益通報の事実について，調査及び審査を行った結果を次のとおり通知します。

受 理 年 月 日	年 月 日
件 名	
公 益 通 報 の 方 法	
公 益 通 報 の 内 容	
調 査 及 び 審 査 の 結 果	
審 査 会 の 対 応	

第5号様式

公益通報調査報告書

年 月 日

(あて先)

成田市コンプライアンス委員会委員長

公益通報の事実について，調査を行った結果を次のとおり報告します。

受 理 年 月 日	年 月 日
件 名	
公 益 通 報 の 方 法	
公益通報者の氏名 (職員にあっては, 所属及び職名も記入)	
公 益 通 報 の 内 容	
公益通報の内容が事実でないとする理由	
公益通報に該当しないと判断した理由	
委員会の判断に対する 審査会の意見	☐ 妥当である ☐ 調査の必要がある

第6号様式

働きかけ行為報告書

年 月 日

所 属	
所属長又は上司の職名及び氏名	
対応した職員の職名及び氏名	
働きかけ行為のあった日時	年 月 日 午前・午後 時 分
相手方の住所・氏名	
働きかけ行為の対象事務	
働きかけ行為の内容	
対 応 の 状 況	
所 属 長 又 は 上 司	委員会の調査が ☐ 必要 ☐ 不要
委 員 会	審査会の調査・審査が ☐ 必要 ☐ 不要
備 考	

第7号様式
その1

働きかけ行為不提出報告書

年 月 日

(あて先)成田市コンプライアンス委員会委員長

所属長又は上司の職名・氏名

所 属	
所属長又は上司の職名及び氏名	
対応した職員の職名及び氏名	
働きかけ行為のあった日時	年 月 日 午前・午後 時 分
相手方の住所及び氏名	
働きかけ行為の対象事務	
働きかけ行為の内容	
対 応 の 状 況	
備 考	

その2

働きかけ行為不提出報告書

年 月 日

(あて先)

成田市コンプライアンス委員会委員長

所 属	
所属長又は上司の職名及び氏名	
対応した職員の職名及び氏名	
働きかけ行為のあった日時	年 月 日 午前・午後 時 分
相手方の住所及び氏名	
働きかけ行為の対象事務	
働きかけ行為の内容	
対 応 の 状 況	
委 員 会	審査会の調査・審査が ☐ 必要 ☐ 不要
備 考	

第8号様式

働きかけ行為審査結果通知書

年 月 日

(あて先)

成田市コンプライアンス審査会会長 

働きかけ行為に該当するか否かについて、調査及び審査を行った結果を次のとおり通知します。

所 属	
所属長又は上司の職名及び氏名	
対応した職員の職名及び氏名	
働きかけ行為のあった日時	年 月 日 午前・午後 時 分
相手方の住所及び氏名	
働きかけ行為の対象事務	
働きかけ行為の内容	
調査及び審査の結果	働きかけ行為に ☐ 該当する ☐ 該当しない
審 査 会 の 意 見	

第9号様式

不正な行為報告書

年 月 日

所 属	
所属長又は上司の職名及び氏名	
職員の職名及び氏名	
不正な行為の内容	
職員の対応及び状況	
備 考	

第10号様式

不正な行為対策報告書

年 月 日

(あて先)

成田市コンプライアンス委員会委員長

不正な行為について措置を講じたので、次のとおり報告します。

所 属	
所属長又は上司の職名及び氏名	
職員の職名及び氏名	
不正な行為の内容並びに職員の対応及び状況	
措 置 の 内 容	